

播磨町情報公開・個人情報保護審査会条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 設置及び組織（第2条—第5条）

第3章 審査会の調査審議の手続

第1節 審査請求についての調査審議の手続（第6条—第9条）

第2節 個人情報の取扱いについての調査審議の手続（第10条）

第4章 雑則（第11条—第12条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、播磨町情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続等について定めるものとする。

第2章 設置及び組織

（設置）

第2条 次に掲げる事務を行うため、播磨町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（1）播磨町情報公開条例（平成12年条例第26号。以下「情報公開条例」という。）第19条第1項に規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

（2）個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

（3）播磨町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第26号）第5条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

（4）播磨町議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第29号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第45条第1項の規定による諮問に応じ、同条例第25条第1項、第35条第1項若しくは第42条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は第18条第2項、第31条第2項若しくは第38条第2項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る審査請求について調査審議すること。

（5）議会個人情報保護条例第45条第3項の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関して調査審議すること。

2 審査会は、前項に規定する事務のほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 町長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を解嘱することができる。

6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第5条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

### 第3章 審査会の調査審議の手続

#### 第1節 審査請求についての調査審議の手続

(定義)

第6条 この節において「諮問庁」とは、情報公開条例第19条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関（情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。）、個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした町の機関等（播磨町個人情報の保護に関する法律施行条例第2条第2項に規定する町の機関等をいう。以下同じ。）及び議会個人情報保護条例第45条第1項の規定により審査会に諮問をした議長をいう。

2 この節において「公文書」とは、情報公開条例第12条第1項に規定する開示決定等に係る公文書（情報公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。）をいう。

3 この節において「保有個人情報」とは、個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報のうち同項に規定する地方公共団体等行政文書に係るものをいう。）及び議会個人情報保護条例第25条第1項、第35条第1項又は第42条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。

(審査会の調査権限)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第8条 審査会は、前条第3項の規定による資料の提出又は行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第74条（個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料又は主張書面を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人（同法第13条第4項に規定する参加人をいう。）又は諮問庁をいう。以下同じ。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料又は主張書面を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(行政不服審査法の準用)

第9条 審査会の審査請求についての調査審議については、前2条に定めるところによるほか、行政不服審査法第81条第3項の規定により読み替えて準用する同法第5章第1節第2款（同項において準用する同法第74条の規定については個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えられた規定とし、行政不服審査法第77条及び第78条中交付の請求に係る部分を除く。）の定めるところによる。

第2節 個人情報の取扱いについての調査審議の手續

第10条 審査会は、第2条第1項第3号に掲げる事務を行うため必要があると認めるときは町の機関等に対して、同項第5号に掲げる所掌事項を遂行するため必要があると認めるときは議会に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 審査会は、第2条第1項第3号に掲げる事務を行うため特に必要があると認めるときは町の機関等以外の者に対しても、同項第5号に掲げる所掌事項を遂行するため特に必要があると認めるときは議会以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第4章 雑則

(審査請求に係る調査審議手続の非公開)

第11条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次条第1項の規定は、公布の日から施行する。

(委員の委嘱に関する準備行為)

第2条 町長は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第4条第1項の規定の例により、審査会の委員を委嘱することができる。この場合において、その委嘱された委員は、施行日において同項の規定により委嘱されたものとみなす。

2 前項の規定により施行日に委嘱されたものとみなされる委員のうち、この条例の施行の際現に播磨町情報公開条例の一部を改正する条例（令和4年条例第28号）による改正前の情報公開条例（以下「旧情報公開条例」という。）第22条第1項の規定により設置された播磨町情報公開審査会（以下「旧情報公開審査会」という。）の委員である者又は播磨町個人情報の保護に関する法律施行条例附則第2条の規定による廃止前の播磨町個人情報保護条例（平成16年条例第2号。以下「旧個人情報保護条例」という。）第25条第1項の規定により設置された播磨町個人情報保護審査会（以下「旧個人情報保護審査会」という。）の委員である者の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、旧情報公開審査会の委員又は旧個人情報保護審査会の委員としての任期の残任期間とする。

(情報公開条例の一部改正による旧情報公開審査会の廃止に伴う経過措置)

第3条 施行日前に旧情報公開審査会にされた審査請求に係る諮問（この条例の施行の際これに係る調査審議を終えていないものに限る。）は、施行日において審査会に諮問されたものとみなす。この場合において、旧情報公開審査会により施行日前に行われた調査審議は、この条例の定めるところにより審査会により行われたものとみなす。

2 この条例の施行の際現に旧情報公開審査会の委員である者又はこの条例の施行前において旧情報公開審査会の委員であった者に係る旧情報公開条例第22条第6項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

(播磨町個人情報保護条例の廃止による旧個人情報保護審査会の廃止に伴う経過措置)

第4条 施行日前に旧個人情報保護審査会にされた審査請求に係る諮問（この条例の施行の際これに係る調査審議を終えていないものに限る。）は、施行日において審査会に諮問されたものとみなす。この場合において、旧個人情報保護審査会により施行日前に行われた調査審議は、この条例の定めるところにより審査会により行われたものとみなす。

2 この条例の施行の際旧個人情報保護審査会が行っている旧個人情報保護条例の規定により旧個人情報保護審査会の権限に属させられた事項に関する調査審議については、当該事項が第2

条第1項第3号に掲げる事務に該当すると認められるものに限り、施行日以後、引き続き審査会が行う。

- 3 この条例の施行の際現に旧個人情報保護審査会の委員である者又はこの条例の施行前において旧個人情報保護審査会の委員であった者に係る旧個人情報保護条例第25条第9項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

(特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表中「情報公開審査会」を「情報公開・個人情報保護審査会」に改め、個人情報保護審査会の項を削る。